



平成 28 年 4 月 21 日

公益社団法人愛知労働基準協会
会 長 山本 亜土 殿

公益社団法人愛知労働基準協会
監 事 加藤 博 

公益社団法人愛知労働基準協会
監 事 柴 忠男 

平成 27 年度 監査報告書

私たち監事は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査しました。その方法及び結果について、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討しました。

また、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る貸借対照表、正味財産増減計算書、その附属明細書、財産目録等について検討しました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

ア 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 貸借対照表、正味財産増減計算書、その附属明細書、財産目録等の監査結果

貸借対照表、正味財産増減計算書、その附属明細書、財産目録等は、法人の財産、損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上